

## 船橋市成年後見制度利用支援事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、船橋市成年後見制度利用支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定により、事業の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 成年後見人等 要綱第2条第2号に定める者をいう。
- (2) 成年被後見人等 要綱第2条第3号に定める者をいう。
- (3) 成年後見人等報酬 要綱第2条第4号に定める報酬をいう。
- (4) 要件の審査 要綱第3条第2項に規定する要件の審査をいう。
- (5) 生活保護受給世帯に準ずる世帯に属する者 要綱第3条第2項第2号アに規定する当該世帯に準ずる世帯に属する者をいう。
- (6) その他報酬の支払が困難な者 要綱第3条第2項第2号イに規定する者をいう。

### (要件の審査)

第3条 要件の審査は要綱第6条の規定に基づき、成年後見人等又は成年被後見人等から提出され、市長が受理した船橋市成年後見人等報酬助成交付申請書並びに要綱同条第1項各号に規定する書類をもって行うものとする。

### (生活保護受給世帯に準ずる世帯に属する者の要件)

第4条 生活保護受給世帯に準ずる世帯に属する者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年被後見人等の所有する現金及び預貯金の合計額が100万円以下の者
- (2) 成年被後見人等の世帯の収入額から家庭裁判所の決定した成年後見人等報酬を支払った場合に、生活保護法の規定による保護の基準により算定した最低生活費を下回る世帯に属する者

### (その他報酬の支払が困難な者の要件)

第5条 その他報酬の支払が困難な者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 前条に規定する要件を満たさない者のうち、預貯金、収入等があっても親族等に通帳等を持ち出され行方不明であるなどやむを得ない事由により成年後見人等報酬の支払が困難と認められる者
- (2) 前条に規定する要件を満たさない者のうち、多額の債務を抱えており成年後見人等報酬の支払が困難と認められる者
- (3) その他前条に規定する要件を満たさない者のうち、前2号に準ずるやむを得ない理由により成年後見人等報酬の支払が困難と市長が認めた者

(成年後見人等の報酬助成額の月額限度額にかかる日割計算)

第6条 報酬付与の審判書に記載された報酬の対象期間(以下「対象期間」という。)の開始日の属する月(以下「開始月」という。)及び対象期間の終了日の属する月(以下「終了月」という。)の報酬助成額の月額の限度額にあつては、要綱第4条第3項の規定にかかわらず、開始月及び終了月においてそれぞれ対象期間に属する日数を開始月及び終了月の属する日数でそれぞれ除して得た率(小数点第3位を四捨五入)を、要綱第4条第3項各号に定める成年後見人等の月額の助成限度額(以下「要綱月額上限額」という。)にそれぞれ乗じて得た額(円未満切り捨て)とする。ただし、対象期間が1月に満たない場合にあつては、開始日から終了日までの日数を対象期間の月に属する日数で除して得た率(小数点第3位を四捨五入)を要綱月額上限額に乗じて得た額(円未満切り捨て)とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に市長(市長が特に必要と認めた場合にあつては他市区町村長)が老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づく成年後見等開始審判の請求を行い、成年被後見人等となっている者についてはこの要領の規定を適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行し、改正後の船橋市成年後見制度利用支援事業実施要領の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年2月29日から施行する。